

## 特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、市民が余暇を利用して土と親しみながら健康づくりと野菜や花等の栽培を通じて、農業に対する理解を深めることを目的に茅ヶ崎市が行う特定農地貸付（以下、「貸付」という。）の貸付・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付は、茅ヶ崎市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付に係る農地（以下、「家庭菜園」という。）の所在、地番、面積及び茅ヶ崎市が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は原則として2年間又は3年間とする。ただし、当該農地の土地使用貸借契約が解除された場合は、当該契約が解除された日をもって終了するものとする。土地所有者は、特定農地貸付を中止、又は廃止する場合には、中止又は廃止する日の6か月以前に茅ヶ崎市へ書面により報告するものとする。
- (2) 家庭菜園の利用料は、円蔵家庭菜園、香川2丁目家庭菜園にあつては年間1㎡あたり300円、浜之郷家庭菜園にあつては年間1㎡あたり200円とし、年度ごと4月30日までに納入するものとする。ただし、4月30日が金融機関等の休業日にあたる場合、翌営業日までに納入するものとする。
- (3) 納入された利用料は原則として返還しない。ただし、菜園利用者の責に帰すべきことができない事由によって利用できなくなった場合は、この限りでない。
- (4) 前項後段に基づき、利用料の返還を行う場合の返還額は月割りとする。ただし、利用終了時期が月の途中であつた場合の月割り利用料はその前月末を基準とし、すでに納入された年間利用料との差額を返還額とする。
- (5) 菜園利用者は、区画内を農地として適切に管理するとともに、通路等の共有部分についても自主的に管理するものとする。

2 菜園利用者は、次に掲げる行為はできない。

- (1) 菜園に建物及び工作物を設置すること。
- (2) 菜園を営利の目的に利用すること。
- (3) 区画を転貸すること。
- (4) 菜園及び区画内にごみ、汚物を捨てる若しくは放置すること。
- (5) 菜園周辺のごみ集積場等に菜園で出たごみを捨てること。
- (6) 野菜若しくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。

- (7) 火気を使用すること。
- (8) 作物栽培に必要としない物の搬入又は耕土の搬出をすること。
- (9) 近接地に物を立てかけるなど、共有利用部分を私的利用すること。
- (10) 菜園に車で来園すること。ただし香川2丁目家庭菜園は除く。
- (11) 近隣公共施設の水道水を菜園利用用に持ち出すこと。

(菜園利用者の募集)

第5条 貸付を受けようとする者の募集は、「広報ちがさき」に掲載するほか、「農業水産課ホームページ」等による一般公募とする。

2 募集の期間は、市長が指定する期間とする。

(利用の事前申込)

第6条 貸付を受けようとする者は、第5条第2項に規定する募集期間内に市長が指定した方法で、住所、氏名、生年月日、電話番号及び希望菜園名を提出しなければならないものとする。また、申し込みの際に示される申込番号を第6条第5項の発表まで控えるものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 茅ヶ崎市内に住所を有し、在住していること。
- (2) 菜園内共有利用部分の管理を菜園利用者全員で行うこと。
- (3) 利用期間中耕作を放棄することなく適切な利用・管理が継続できること。

3 前項第1号より利用者が利用できる区画は1世帯1区画とする。同一世帯の世帯構成員が複数名で菜園の応募をした場合は、全ての申込を無効とする。また、家庭菜園利用者の別の家庭菜園の申込は無効とする。

4 市長は、第6条第1項の申し込みを受理したときは、必要な調査を行い、菜園利用者を決定するものとする。

5 市長は、前項を行い、菜園利用者を決定した際にホームページ及び窓口にて、利用が決定した菜園利用者の申込番号を公表するものとする。

6 第6条第1項の規定により申込をした者の数が、各菜園の定員を超えたときは、抽選により菜園利用者を決定する。

(利用の本申込)

第7条 前条第5項の通知を受けた者は、特定農地貸付規程に同意の上、家庭菜園利用申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、第1項の申込書を受理したときは、必要な調査を行い、利用者を決定するものとし、家庭菜園利用決定通知書(第2号様式)を年度初めに当該決定者へ交付するものとする。

(家庭菜園の管理・運営等)

第8条 茅ヶ崎市は、家庭菜園の適切な維持・管理及び運営を図るため、次の業務を行う。

2 茅ヶ崎市は、家庭菜園の見回り及び菜園利用者に対する必要な指示等を行う

(利用の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の取消しをすることができる。

- (1) 第4条第2項に定める行為をしたとき。
- (2) 第6条第2項の菜園利用者の資格要件を欠くこととなったとき。
- (3) 菜園の管理を放棄したと認められるとき。
- (4) 利用料を納期限までに支払わないとき。
- (5) 申込内容に虚偽が発覚したとき。

2 市長は、前項第1号から第5号の規定により利用を取り消すときは、利用を取り消す者に対し、家庭菜園利用取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(申込資格の喪失)

第10条 前項第2項により、利用を取り消された者は、今後本市の開設する家庭菜園の申込資格を喪失したものとする。

(年度途中の利用)

第11条 菜園の年度途中の募集等で、年度途中から利用する場合の利用料は月割りとする。ただし、利用時期が月の途中であった場合には翌月初めを起算日とした月割り利用料とし、翌月末日までに納入するものとする。

2 前項の利用料に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(菜園の返還)

第12条 菜園利用者は、菜園を返還するときは、原状に復するものとする。

2 菜園利用者は、利用年度の途中に利用を辞退する場合、家庭菜園利用辞退届出書(第4号様式)を市長に提出するものとし、市長の定める返還日までに原状に復するものとする。

(利用機具等の負担)

第13条 家庭菜園を利用するために要する農機具、資材、種苗、肥料、薬剤等は菜園利用者の負担とする。

(栽培作物)

第14条 菜園に栽培する作物は、第4条第1項第1号に定める利用期間内に栽培が完了するものとする。

(権利)

第15条 菜園には、菜園利用者の借地権、永小作権、使用貸借による権利その他一切の権利が設定されないものとする。

(その他)

第16条 市長は、この事業実施について必要が生じたときは土地所有者とその都度協議するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は市長がその都度定めるも

のとする。

- 3 菜園利用者は申込時の住所、電話番号等が変更になった際、速やかに市長へ報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第6条第6項の改正規程は平成30年12月25日から、第4条第1項第2号及び第4条第2項第10号の改正規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程中第6条第2項第1号及び、第11条第2項の改正規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規定は令和4年12月1日から施行する。

(第1号様式)

## 家庭菜園利用申込書

○ ○ ○ ○ 家庭菜園

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

住所	〒253- 茅ヶ崎市
ふりがな 氏名	
電話番号	

特定農地貸付規程に同意します。

区画番号 ○

年 月 日

申 込 者 控

○ ○ ○ ○ 家庭菜園

特定農地貸付規程に同意します。

区画番号 ○

(第2号様式)

茅農水第 号  
年 月 日

様

茅ヶ崎市長  
( 公 印 省 略 )

家庭菜園利用決定通知書

家庭菜園の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

家庭菜園名	〇〇〇〇家庭菜園	
利用区画	区画番号	番
	面積	m <sup>2</sup>
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用条件	別添の「特定農地貸付規程」及び「家庭菜園の利用について」を守って利用してください。	

(第3号様式)

茅農水第 号  
年 月 日

様

茅ヶ崎市長  
( 公 印 省 略 )

家庭菜園利用取消通知書

次の家庭菜園について、利用を取り消します。

家 庭 菜 園 名		
利 用 区 画	区 画 番 号	番
	面 積	m <sup>2</sup>
利 用 取 消 日	年 月 日	
取 消 理 由		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(第4号様式)

年 月 日

## 家庭菜園利用辞退届出書

(あて先) 茅ヶ崎市長

住所	〒253- 茅ヶ崎市
ふりがな 氏名	
電話番号	
菜園名・区画番号	家庭菜園・区画 番
申出日	年 月 日

上記のとおり家庭菜園の利用を辞退します。

返還予定日： 年 月 日